

東郷町立春木台小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校児童全員が、楽しく豊かな小学校生活を送ることができる、いじめのない学校にするため、以下の方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（東郷町「東郷町いじめ防止基本方針」平成28年7月策定 令和2年2月改定より）

2 いじめ防止のための基本姿勢

- ・ 朝会や学級指導を通して、学校・学級内にいじめを絶対に許さない・見過ごさない雰囲気をつくる。
- ・ 研修・指導を通して、児童・教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・ 児童一人一人が集団の中での居場所があり、活躍の場がある教育活動を進める。
- ・ 教師が分かる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を高める。
- ・ いじめ問題について保護者への情報発信・連絡を密にし、教育委員会や警察との連携を深める。
- ・ 学校の組織力を高め、学校全体で未然防止に努めるとともに、特にいじめにつながる可能性がある問題の発生時には、連絡系統に沿って指導していく。
- ・ 性的少数者（LGBT）へのいじめ防止や障がいのある子どもが被害者、加害者となる場合のいじめに対しては、個人の特性を踏まえた適切な指導も必要だとした、理解を深める。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

学校の取組

保護者への依頼

(1) いじめの未然防止

- ・ いじめの定義や、いじめを見て見ないふりもいじめにつながることを知る授業の実施。
- ・ 児童がお互いの長所や価値観の違いを知る活動の実施。
- ・ 学級のルールを守るなどの規範意識を高める。
- ・ 人とのかかわり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング等の実施。
- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるグループ活動や係活動の工夫。
- ・ 活発な話し合い活動とコミュニケーション力の育成。
- ・ 人につられない正しい判断力の育成。

- ・ 自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ・ 様々な機会を通じた善悪の判断の育成
- ・ 携帯電話、インターネット、ゲーム等を利用するときの約束づくり
- ・ 家庭内の金品管理
- ・ 適切な子どもへの声掛けの仕方
- ・ 毎日の挨拶や子どもとの会話を積極的に行うこと
- ・ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くこと
- ・ 子どもの頑張りを認めて褒め、いけないときははっきり叱ること
- ・ 地域の体験活動への参加

- ・ いじめのサインに気付けるように、児童とのコミュニケーションに努め、観察する。
- ・ 相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・ 人権教育・道徳教育の推進を図り、豊かな情操や道徳心を養い育てる。
- ・ 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- ・ 集団から離れて一人での児童への声かけ。
- ・ 教育相談や個別面談による情報収集。
- ・ 文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった場合の原因追究。
- ・ 放課や給食時の観察。

- ・ 日常的、積極的な子どもとの会話
- ・ 服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・ 子どもの持ち物の紛失や増加に注意
- ・ 家庭内の金品の紛失に注意

(3) いじめへの早期対応 (○いじめられた側、●いじめた側)

- ・ いじめに関する相談や情報を得た場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめた児童、いじめられた児童だけでなく周囲の児童からも話を聞き、事実関係を明らかにする。
- ・ いじめを発見したその日のうちに保護者へ連絡し、状況報告と今後の対応についての相談をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策会議を開き、対応を協議する。

- 全教員が協力して解決に当たる。
- 本人や周囲から親身になって聞き取り、本人や保護者の苦しみを受け止め、迅速に初期対応をする。
- 安心な学習場所の確保。
- 放課や登下校時に被害が継続しない取組。
- いじめの原因や背景の調査による根本的解決。
- 苦しい心情への共感といじめから守る約束。
- 事実を確認し、いじめは絶対に許さない毅然とした態度で阻止する。
- 相手の心の痛みに気付かせる指導。
- いじめの原因や背景の調査による根本的解決。
- 関係機関との連携 (教育委員会・警察・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等)

- ・ わが子を守る強い姿勢を見せ、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握
- ・ 問題解決へ向けた学校方針への理解と協力

- ・ いじめられた児童を守る対応をすることへの理解
- ・ 事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く
- ・ 被害児童、保護者への対応 (謝罪等)

- ・ 直接関係のない児童には、傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさへの理解を促す。
- ・ 強い児童の言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導。

- ・ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導
- ・ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応などを相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を明確に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して、教育的配慮に留意しながら適切な懲戒（謝罪文の記述・別室指導・出席停止を含む）を加えることがある。